

## 国内株式を対象とした環境・社会・ガバナンス指数の公募

平成 28 年 7 月 22 日

年金積立金管理運用独立行政法人

1. 目的

年金積立金管理運用独立行政法人（以下、当法人）のようなユニバーサル・オーナー（広範なポートフォリオを持つ大規模な投資家）にとって、環境や社会の問題などネガティブな外部性を最小化することを通じ、ポートフォリオの長期的なリターンの最大化を目指すことは合理的である。また、環境・社会・ガバナンス（以下 ESG）の要素を投資に考慮することで期待されるリスク低減効果については、投資期間が長期であればあるほど、リスク調整後のリターンを改善する効果が期待され、当法人が投資に ESG の要素を考慮することの意義は大きい。

これらの考え方にに基づき、ESG 要素を考慮した国内株式のパッシブ運用の実現可能性を探ることを目的に、ESG の効果により、中長期的にリスク低減効果や超過収益の獲得が期待される指数の公募を行う。

2. 応募資格

本件に応募する者は、以下の項目を全て満たすこと。共同での応募も可能である。その場合、応募者のいずれかが①から③まで全てを満たすこと。

- ① 指数構築及び ESG 調査において十分な実績を有すること、もしくは十分な実績がある外部 ESG 評価機関のデータを活用して指数を算出した実績があること
- ② 過去に開発した指数に連動した運用が実際に行われていること
- ③ 日本に拠点を有する企業

3. 募集内容

当法人が求める ESG 指数は、以下の内容を全て満たすものである。なお、応募者は複数の ESG 指数に応募することも可能である。

- ① ESG の効果により、中長期的にリスク低減効果や超過収益の獲得が期待される指数であり、かつ過去のパフォーマンスやバックテストの結果が概ねそれを裏付けるものであること

- ② ESG に関する 1 つ又は複数の要素に基づいて合理的な手法で企業を評価し、その評価に基づいて客観的に構成銘柄の選定及び加重が行われていること（E や S についての積極的かつ独自性を持った提案を求む）
- ③ 構成銘柄が国内株式であること
- ④ 指数構築ルール（メソドロジー）が公開されること
- ⑤ パッシブ運用に必要な指数データが適切に開示されること
- ⑥ 特定銘柄への過大な偏りが生じないこと
- ⑦ 相当程度の投資が可能なキャパシティを持つこと

なお、ESG に関する具体的な要素については、以下のようなものが挙げられる。  
あくまで例示のため、より詳細かつ全般に亘る提案を期待する。

- パリ協定や持続可能な開発目標 (SDGs) など、持続可能な社会構築等を目的とした国際協調に資する要素
- E に関する要素  
地球温暖化、エネルギー効率、水資源、生物多様性 等
- S に関する要素  
女性の活躍、従業員の健康 等
- G に関する要素  
取締役の構成、公正な競争、汚職 等

#### 4. 応募期限

平成 28 年 7 月 22 日から平成 28 年 9 月 30 日（必着）

#### 5. 提出書類

提出書類には以下の項目を記載すること。なお、様式は任意とする。ただし、定量データ等については、エクセルファイルで提出すること。

- ① 応募資格を満たしていることを証する情報
- ② 応募理由（当該指数を当法人が採用すべきと考える理由など）
- ③ 指数の概要及び指数構築のメソドロジー
- ④ 指数のパフォーマンス実績もしくはバックテスト（最低 3 年以上。5 年以上が望ましい。）

- ⑤ 実際の運用を想定したキャパシティ・インパクト分析（具体的に提案する指数で運用が可能と考える規模や、特定銘柄への過大な偏りがないことを明記すること。）
- ⑥ 環境変化や規制導入等の理由により対象とする ESG 要素の個々の重要性が変化する、又は、変わる場合についての考え方や対応策
- ⑦ 当法人及び第三者機関がバックテスト等の検証を行うために必要となるデータ（指数構成銘柄、ウエイト及び東証コード、その他銘柄選定に用いたデータ）

## 6. 選考方法

提出書類について、投資委員会において『3. 募集内容』で示された観点から第1次審査を行う。第1次審査を通過した場合、応募者によるプレゼンテーションを行う。その後投資委員会において、最終審査を行い、その結果を運用委員会に報告し、運用の可否について審議を行う。結果は審査段階毎に応募者へ通知する。なお、選定される指数は複数となる可能性がある。

## 7. 問い合わせ先及び応募方法

本件に関する問い合わせ及び提出書類は下記メールアドレス宛てにご連絡ください。

メールアドレス：chosa@gpif.go.jp

## 8. 応募にあたっての留意事項

- ① 提出書類の差替え及び訂正は認めない
- ② 提出書類の作成費用等に費やした費用は応募者の負担とする
- ③ パフォーマンスの検証等に必要な追加の補足データや、追加の説明を求めることがある
- ④ パフォーマンスの検証にあたっては、当法人と機密保持契約を交わした第三者と検証を行うことがある
- ⑤ 指数が採用された場合、開発者の責任、費用において継続的に管理（算出、公表等）される必要がある
- ⑥ 応募に関しては、当法人が許諾する時期まで対外秘とすること

以上